

総合計画審議会の役割と行政評価について

■ 今後の総合計画審議会の役割

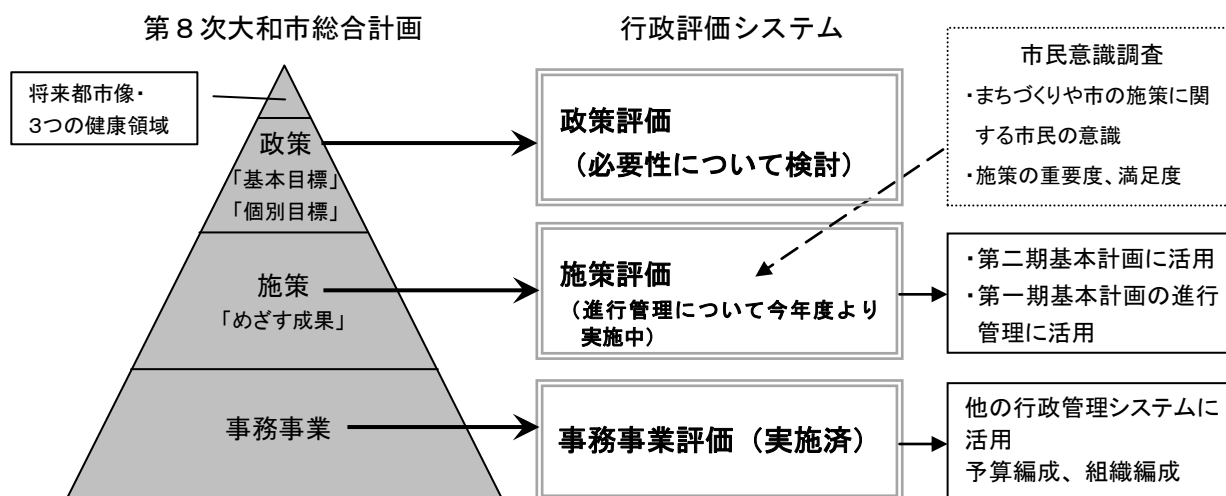
- ・大和市総合計画審議会規則には、本審議会の所掌事務として「本市の総合計画の進行管理に関する事項につき、市長に対し意見を述べること。」が規定されています。
- ・この規定は、施策の推進状況などにより計画の変更を必要とする場合に、市長の諮問にかかわらず意見を述べることを定めています。
- ・具体的には、次のような事務を担うことが想定されます。

- ① 総合計画の進行管理手法に関する意見交換を行う。
- ② 市が実施した行政評価について、客観的、中立的な視点で点検を行い、意見を述べる。
(総合計画審議会が外部評価の中心的な役割を担う。)
- ③ マニフェストなどにより基本計画の臨時改定が生じた際の諮問審議を行う。

■ 行政評価を活用した進行管理

- ・社会経済環境が激しく変化する中で、市民に信頼される、質の高い行政経営を実現していくためには、市民ニーズを的確に把握し、市民生活等に対して「どのような成果をあげることができたのか」を一層重視していくことが求められます。
- ・第8次総合計画は、達成したい成果目標と指標を明確に位置づけ、その実施効果が評価できる計画として策定されています。
- ・今後は、総合計画の体系に基づき、施策の達成状況や施策の推進状況について、定期的に確認、点検し、PDCAサイクルによる進行管理の充実を図っていきたいと考えています。

■ 大和市が目指す行政評価システムの全体像



■ 行政評価システムの概要

	評価	対象	目的	実施時期	実施主体
施策	施策評価	4 6 の「めざす成果」と3つの「方針」	「めざす成果」の達成状況を評価し、今後5年間（H26～30年度）の施策展開の方向を明らかにする。	第一期基本計画の中間年度（H24年度）	【内部評価】 市行政（各部） 【外部評価】 総合計画審議会 ※市民意見の把握 市民意識調査等
施策	施策の進行管理	4 6 の「めざす成果」と3つの「方針」	「めざす成果」の進捗状況を確認し、現状の施策展開の方向性について確認する。	毎年度 （15施策程度）	【内部管理】 市行政（各部） 【外部確認】 総合計画審議会
事務事業	事務事業評価	事務事業 ※約1,000事業	事務事業の事業効果を評価し、成果、効率性を重視した業務の執行を図る。	毎年度	【内部評価】 市行政（各課）

■ 総合計画審議会における今後の審議内容

（1）基本計画期間におけるスケジュールと委員の任期

年 度	委員任期		審 議 内 容
	有識者	公募市民	
22年度	再任	新規選任	- 第8次総合計画の進行管理と行政評価システムのあり方 - 平成21年度の施策展開に基づく進行管理について（基本目標1及び基本目標2を中心とする）
23年度			- 平成22年度の施策展開に基づく進行管理について（基本目標3、基本目標4及び基本目標5を中心とする） - マニフェストに伴う基本計画の諮問審議
24年度			- 平成23年度の施策展開に基づく進行管理について（基本目標6、基本目標7及び3つの方針を中心とする） - 第一期基本計画の評価（施策評価）について
25年度	再任	新規選任	- 平成24年度の施策展開に基づく進行管理について - 第二期基本計画案の諮問審議について

(2) 今年度の具体的な審議内容

①「めざす成果」の進捗状況の確認

- ・施策ごとに各部より報告された現在までの取り組み状況、課題、今後の施策展開の考え方などを踏まえ、提言を行う。
- ・平成22年度については、基本目標1及び基本目標2に係る15の「めざす成果」について検討する（平成23年度については、基本目標3、4、5を、平成24年度には、基本目標6、7及び3つの方針について実施することとする。）。

②今年度のスケジュール

第2回総合計画審議会（H22. 8. 31）

- ・基本目標1に係る「めざす成果」について審議

第3回総合計画審議会（H22. 10. 上旬予定）

- ・基本目標2に係る「めざす成果」について審議

第4回総合計画審議会（H22. 11. 上旬予定）

- ・基本目標1及び基本目標2に係る「めざす成果」のうち積み残し分についての審議
- ・「施策への提言」の作成

第5回総合計画審議会（H23. 1. 中旬予定）

- ・次年度以降に係る進行管理手法について検討